

# 第3章 インターネットを 利用した公報発行

## 1. 改正の必要性

### (1) 従来 of 制度

#### ① 公報発行の役割

産業財産権に係る公報の制度は、知的創造物や標章に関して生じた権利に関する情報を公示することにより、権利範囲、権利者、権利発生時期等の権利情報を広く一般に周知する機能を有している。これにより、権利の保護を図るだけでなく、他者の開発動向・権利内容の把握を可能とし、将来の無駄な重複研究・出願を回避し、当該創作物を参考に更なる創作活動を促したり、権利の移転やライセンスを促進することも期待されている。また、公示された特許発明に係る特許権を侵害した者について、過失によってその行為をしたものと推定するという立証責任を転換する機能も有している。

権利情報に関する「公示」の機能を十分に果たすためには、より広く一般に情報が利用できる状況とする必要がある。また、制度利用者の増加とともに出願及び登録件数が増大し、一つの出願書類を特許庁一箇所にて閲覧することは利用者にとって利便性が悪い。そこで、単に出願書類自体を閲覧可能とする（特許法第186条第1項等）にとどまらず、出願及び権利に関する情報を掲載した公報を発行することにより（特許法第193条等）、多くの利用者に対して積極的な権利情報の利用を可能としている。

パリ条約において、同盟国の担当部局が定期的な公報を発行すべき旨が規定されているため（パリ条約第12条）、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法（以下「特許等関係法令」という。）においては、特許庁が公報を発行すると規定し（特許法第193条第1項等）、各法において公報に掲載すべき事項が定められている。

## ② 公報の発行媒体の磁気ディスク

従来、特許等関係法令においては、公報の媒体として紙が用いられていたが、平成2年の特例法制定に際して同法第13条に公報を磁気ディスクをもって発行することができる旨を規定し、紙以外の媒体をもって公報を発行することができることとした。

具体的な公報の媒体として使用するものは経済産業省令で定めることとされており、現在は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第35条において、読み取り専用光ディスクを媒体として規定し、「公開公報（特許・実用新案・商標）」「登録実用新案公報」「公表公報（特許）」「登録公報（特許・実用新案・意匠・商標）」「審決公報（特許・実用新案・意匠・商標）」については、CD-ROM公報により発行している。2004年1月以降の公開特許公報、特許登録公報及び登録実用新案公報等については、DVD-ROM公報に随時移行している。

## (2) 改正の必要性

### ① 公報発行までの期間の短縮化

公報を可能な限り速やかに発行し、広く流通させることは、発明・考案や意匠に関する情報流通の促進、商標を使用する者の業務上の信用の維持、また産業財産権の適切な保護や侵害防止につながるものであり、産業の発達に寄与することを目的とする産業財産権制度の趣旨に合致するものである。

現在の磁気ディスクによる公報の発行は、特許権等の設定登録から約2.5ヶ月程度を要しているが、データの加工が容易となるフォーマットへの変更が行われており、当該フォーマットによる出願等の増加に伴い、登録実用新案公報や公開特許公報等を中心に公報発行までの期間は約1ヶ月程度短縮され、今後は約1.5ヶ月程度での発行が見込まれている。かかる期間の更なる短縮のため、情報流通手段の発達に即し、公報の発行方法としてより利便性の高い方法により、公報等の特許情報を発信していく必要がある。

そこで、一般国民の利用が急速に増加しつつあるインターネットを利用して

公報の発行を行うことにより、公報情報のデータを利用者の元へ送信することが可能となり、従来特許庁において行われていたマスターデータからDVD-ROM等への焼付け作業等は、個々の利用者によって簡易に行うことが可能となる。これにより、公報発行前に行われていた大量のプレス作業が不要となり、現状の発行までの期間に比して、約1.5ヶ月程度短縮され、全体で約1ヶ月程度での発行が見込まれることとなる。

#### ② 公報発行にインターネットを利用することによる利便性の向上

近年の情報流通は、インターネット等の情報通信手段の発達により、ネットワークを介した形態が主要な方法となっている。このような情報流通技術の急速な発展に対応し、ネットワークを介して発行する公報は、閲覧施設に赴くことなく閲覧が可能であり、利用者の利便性はより高くなる。

特許庁の発行する公報により、先の出願の明細書等の公開や権利内容の公示が行われたことを前提とした規定が特許法第29条の2や第103条等に置かれているが、インターネットを利用して公報の発行を行った場合においても、情報の公示の効果において異なるものではない。むしろ、頒布性及び速報性という観点から、従来の紙またはCD-ROM等を媒体とする公報発行より優れたものと言える。

#### (参考1) 特許法第29条の2

特許権は新規かつ有用な技術の公開の代償である。このため、特許法第29条の2は、後の出願に係る発明と同じ技術内容が既に公開公報や特許掲載公報により開示済みの先願の明細書等に記載されていることを条件として、たとえ先願と後願の特許請求の範囲に記載された発明内容が同一でなくとも、後願に権利は与えられないものと規定している。

#### (参考2) 特許法第103条

特許権を侵害した者について、過失によってその行為をしたものと推定

するという立証責任を転換する規定が特許法第103条に規定されているが、これは特許権の内容が既に公報により公示されていることを前提としている。

## 2. 改正の概要

磁気ディスクを媒体とした公報の発行を規定する特例法第13条を改正し、インターネットを利用した方法により公報を発行することができることとする。

## 3. 改正条文の解説

### ◆特例法第2条

#### (定義)

**第二条** この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三条第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2・3 （略）

インターネットを利用した公報の発行について、情報の提供を受けようとする者に対する特許庁からの情報送信は、「電子情報処理組織」を使用することにより行うものとする。ただし、特例法における電子情報処理組織は、第2条

において特許庁と特許出願その他の工業所有権に関する手続をする者（又はその者の代理人）の間を結ぶ電子情報処理組織として定義されているため、同条を改正し、第13条の公報発行については、特許庁と情報受信者の間を結ぶ電子情報処理組織を指すものとする。

◆特例法第3条

（電子情報処理組織による特定手続）

第三条 （略）

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 （略）

「ファイル」とは、法令上、一定の目的のために同種類の性質を有する情報をまとめた電磁的記録物又は電磁的記録の集合を意味し、特例法におけるファイルは、第3条第2項において「特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」と規定されている。

インターネットを利用した公報の発行においては、情報の発信元は「特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」となるが、情報の受信先は「情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」となり、当該ファイルは特例法第3条第2項の規定により定義された「ファイル」と異なる。したがって、同項を改正し、インターネットを利用した公報発行を規定した第13条の「ファイル」については、第5条第3項と同様に、第3条第2項の定義の対象外とする。

◆特例法第13条

### (磁気ディスク等による公報の発行)

第十三条 特許法第九十三条の特許公報、実用新案法第五十三条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報（以下この条において「特許公報等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。

3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

#### (1) 送信すべき情報

インターネットを利用した公報の発行における特許庁から送信すべき情報は、特許法第193条等より「特許公報等に掲載すべき事項」と規定する。

#### (2) 送信方法・装置

使用する送信装置や改竄防止<sup>かいざん</sup>を図るための電子署名の使用等の具体的な送信方法については、経済産業省令で規定することとする。

#### (3) 発行の方法

「発行」とは、通常、印刷等を行った物件をその本来の効果を発揮させるよ

うな状態に置くこと、すなわち、入手希望者が一定の場所へ赴くことにより入手が可能となる状態に置くことをいい、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が頒布された場合において発行されたものと考えられる（著作権法第3条参照）。従来、図書や新聞等が発行の手段として想定されてきた。しかしながら、近年の情報流通は、インターネット等の情報通信手段の発達により、ネットワークを介した形態が主要な方法となっており、このインターネット等の情報通信手段により行う論文や電子書籍の頒布を「発行」と観念することは、社会通念上広く受け入れられてきている。

インターネット等のネットワーク上の情報は、通信回線を通じて原本ファイルと直接接続されているため、複製物を作成する必要がなく、原本ファイルと同じ情報を公衆が入手することが可能となる。そのため、インターネットを利用して原本ファイルを公衆に送信可能な状態とすることは、印刷・プレス作業により紙やCD-ROM等を媒体とした複製物を作成し、その複製物を閲覧所や書店に配架した状態と同様であり、従来考えられている「発行」と同じく入手希望者が一定の行動により入手可能となる状態といえる。

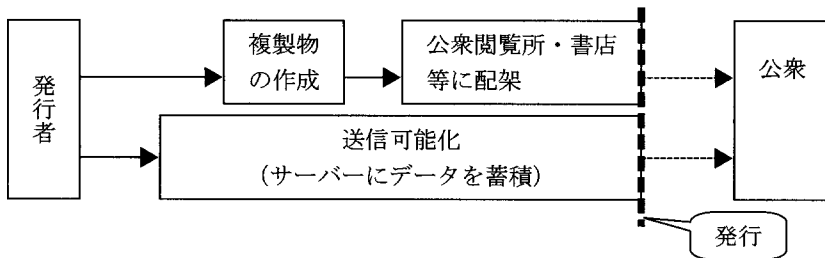
したがって、特許法等における公報の発行においてはインターネットを利用した公報の発行を可能とし、複製物の作成・頒布を意味する「発行」であることを明確化するため、情報受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法とすることを明記する。

#### (4) 公報の発行時点の明確化

公報により発明や意匠等の知的創作物の内容が公開されると、新規性や進歩性の判断の根拠として利用され、創作性を要件とする他の権利の成立に影響を与えることとなる。しかし、インターネットを使用した場合の発行時点は、社会通念上明確であるとは言えず、また公報の役割における重要性からも明確に規定する必要がある。

一般の刊行物においては、実際に知覚されたか否かに関わらず、閲覧所や書店等に配架されたことにより発行とされていることにかんがみれば、インター

ネットにより発行された公報についても、公衆が公報を入手しようと思えばそれが可能となる状態、すなわち、送信可能化された時点をもって「発行」とすることが適当である。したがって、第13条第3項において、特許公報等に記載すべき事項をファイルに入力し、特許庁の使用に係る電子計算機から電子通信回線を通じてファイルに記録された情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に送信し得る状態（アップロードした時点）を「発行したとき」とすることを明確にする。



## 4. 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

インターネットを利用した公報の発行については、特許庁内の業務に係るサーバーの整備、出願書類をインターネット上へのアップロードすることに対応するための情報処理システムの整備を行う必要があるが、これらの整備に当たり相当期間が必要とされる。また、権利情報の公示の役割を担う公報発行の重要性からも、新制度について十分に周知するための期間を置く必要がある。

このため、インターネットを利用した公報の発行に関する規定の改正の施行期日は、平成17年4月1日とする。

### (2) 経過措置



### 第3章 インターネットを利用した公報発行

電子情報処理組織を使用した公報の発行について、特段の経過措置規定は設けない。施行日以後、特許庁は、インターネットを使用して公報を発行することが可能となる。